

2019年8月1日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## マレーシア、過大支払利子 税制に関する規則とガイド ラインを発表

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブサマリー

マレーシアは2019年6月28日に、支払利子の損金算入制限(過大支払利子税制)に関する規則(以下、「同規則」)<sup>1</sup>を発表しましたが、2019年7月5日、マレーシア内国歳入庁(IRB)は、同規則を補足するガイドライン(以下、「同ガイドライン」)を公表しました。これらの規則とガイドラインは、2018年11月2日に公表され2018年12月27日に成立した2019年度予算案<sup>2</sup>に盛り込まれた過大支払利子税制<sup>3</sup>を補完するものです。

本アラートでは同規則およびガイドラインの主要事項をまとめています。

### 解説

第140条C項では、関連者間取引における支払利子のうち、同規則による限度額を超える部分について損金算入を制限することとしています。

同規則が適用されるのは、関連者間内で金融支援を受け、基準年度である賦課年度(Year of Assessment)<sup>4</sup>におけるすべての金融支援に対する支払利子の合計額が500,000リンギット(125,000米ドル)を超える場合です。

同規則によって定義されている主な用語は次のとおりです。

- ▶ **関連者間取引**は、以下に該当する場合、関連者間の金融支援として扱われます。
  - ▶ 一方が他方を支配している、または
  - ▶ 両者とも同一の者(第三者)によって支配されている
- ▶ **金融支援**には、融資、信用状、前渡金、債務保証またはその他の保証、担保の提供が含まれます。
- ▶ **支払利子**は次のとおりです。
  - ▶ あらゆる金銭債務に係る元本以外の金銭、または
  - ▶ 経済的な性質が利子と同等であるもの(資金調達に関連して生じた費用を除く)

また、同規則およびガイドラインでは、同規則の対象とならない納税者の範囲も明らかにしています<sup>5</sup>。

- ▶ 個人
- ▶ 銀行、保険会社、再保険会社等の認可された金融機関(ラバン金融機関を含む)
- ▶ 2007年所得税(建設契約)規則で定義されている建設請負業者
- ▶ 2007年所得税(不動産開発業者)規則で定義されている不動産開発業者
- ▶ 非課税事業体<sup>6</sup>

同ガイドラインでは、関連者からのクロスボーダー金融支援、および第三者からのクロスボーダー金融支援でもマレーシア内外の関連者から保証を受けている場合は、同規則およびガイドラインが適用されることを明らかにしています。ただし、過大支払利子税制は、スクーク(イスラム債券)を発行する目的のみで設立された特別目的事業体には適用されません。

### 損金算入限度額

同規則およびガイドラインでは、損金算入限度額は税務上のEBITDA<sup>7</sup>の20%と規定されています。

### 超過利子額の繰越

企業の支払利子が税務上のEBITDAの20%を超える場合、その超過分を繰越し、その後の賦課年度において企業の調整後所得から控除することができます。どの賦課年度においても、損金算入額は税務上のEBITDAの20%を限度とします。企業は、超過利子額の全額が完全に損金算入されるまで、その後の賦課年度に支払利子がない場合でも、繰り越された支払利子を限度額まで損金算入することができます。

なお超過利子額の繰越は、翌賦課年度において企業の株主が実質的に同じであるということを内国歳入庁が確認していることが条件となります。同規則はまた、株主が「実質的に同じ」であることを確認する方法についても明らかにしています。

---

## 巻末注

1. 2019年所得税(利子の損金算入に係る制限)規則(Income Tax (Restriction on Deductibility of Interest) Rules 2019)[P.U.(A). 175/2019]。
2. 2018年12月4日付EY Global Tax Alert「[Malaysia releases 2019 Budget](#)」、および2019年1月3日付EY Global Tax Alert「[Malaysia enacts 2019 Budget proposals](#)」をご参照ください。
3. 1967年所得税法(Income Tax Act 1967: ITA)セクション140C。
4. 通常、会計期間と一致します。
5. 同ガイドラインでは、それぞれの規則(建設請負業者または不動産開発業者)に明記されていない他の事業所得を有する場合、当該事業所得は第140条C項および同規則の対象となることを明らかにしています。
6. ITA/パラグラフ127(3)(b)またはサブセクション127(3A)に基づきます。
7. 当該用語の定義は煩雑となるため、本アラートではその目的から割愛しています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

野本 誠  
榎本 竜也

パートナー  
シニアマネージャー

makoto.nomoto@jp.ey.com  
tatsuya.enomoto@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

#### Japan Tax SCORE 20190801

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)